

(サービス利用料の返還)

採用決定者が入社日以後、自己都合または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、下記基準により、乙は甲より受領したサービス利用料をその退職の通知を受けた日から1ヶ月以内に甲に返還するものとする。

返還基準は1ヶ月以内、80%、1ヶ月超え3ヶ月以内、50%とする。

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。